

静岡海区漁業調整委員会指示第5-11号

伊東市地先及び熱海市地先の下記区域内のいか類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 いか類採捕の禁止

下表に示す区域内では、いか類の採捕を禁止する。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた試験研究機関等が試験研究その他の公益上必要とされる目的のために行う場合

指 示 区 域	
区 域	基 点 の 位 置
伊東市宇佐美地区 基点第1号から真方位90度100メートルの点を中心とする半径100メートルの円によって囲まれた海面	基点第1号 宇佐美漁港東防波堤の灯台
伊東市伊東地区 基点第2号、基点第3号及び基点第10号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第2号 伊東港第一防波堤屈曲箇所東壁に設置した標識 基点第3号 奥の浜東防波堤北東端 基点第10号 東防波堤屈曲箇所付近に設置した標識
伊東市川奈地区 基点第4号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面及び基点第5号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第4号 川奈港小浦防波堤北端 基点第5号 伊東市川奈字小網代小網代防波堤標柱
伊東市富戸地区 基点第6号を中心とする半径150メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第6号 富戸漁港北防波堤先端電柱
伊東市八幡野地区 基点第7号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第7号 八幡野漁港第一防波堤の灯台

伊東市赤沢地区 基点第8号を中心とする半径100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第8号 赤沢漁港防波堤南西端
熱海市網代地区 基点第9号を中心とする半径200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第9号 網代漁港宮崎防波堤付け根南端

2 禁止期間

4月1日から9月30日まで

3 承認証の交付

委員会は、上記1 (2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、いか類を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

(2) 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕したいか類を譲渡又は販売してはならない。ただし、委員会が特別の必要があると認めた場合は、この限りではない。

(4) 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(5) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「いか類採捕承認事務取扱要領」による。

6 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで